

## 日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について

問1 発熱等の症状が見られる生徒等が欠席する場合、日本語教育機関の告示基準上どのような取扱いとなるか。

(答)

仮に生徒等が発熱等を理由として欠席する場合、当該事情による欠席は、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第37号、同項第39号に記載する「疾病その他のやむを得ない事由」に該当します。

問2 新型コロナウイルスの感染を防止するため、臨時休業としたいが問題ないか。

(答)

休業とする場合には、その補充のための授業開講など、可能な限りで休業期間を補うための措置を講じる必要がありますが、仮に当該措置を講じた上で、告示基準に定める規定（第1条第1項第6号ホ等）を満たさないこととなっても、直ちに告示基準不適合とみなされるものではありません。

問3 中国から帰国した生徒について、出席停止措置を執りたいが問題ないか。

(答)

文部科学省が発出した令和2年2月13日付け事務連絡に準じた対応をお願いします（同事務連絡は更新等されることがあります。）。

[https://www.mext.go.jp/content/20200214-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200214-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)

出席停止措置を講じた場合の出欠の取扱いについては、問1を御参照ください。

なお、出席停止措置を講じた生徒の学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、その補充のための措置を講じるなどの配慮をお願いします。

問4 感染防止対策として、オンラインで授業を行うこととしたいが問題ないか。

(答)

日本語教育機関が感染症の蔓延の場とならないよう学校運営上の対策を講じる目的などの観点から、必要な範囲内において、当初は予定していなかったオンラインによる授業を行うこととした場合、当該オンラインによ

る授業をもって、直ちに告示基準等に適合しないとみなされるものではありません。

つまり、感染症の蔓延防止のため、必要な範囲内において、当該オンラインによる授業を教育課程の一部とみなすことが可能です。

なお、オンラインによる授業は、緊急的な措置として必要最小限で認められるものです。

※ この取扱いの変更等があれば、法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>) で御案内しますので、御確認ください。